

別表1

教職員の活動に伴う移動の方針 7月18日版 いずれの移動においても新しい行動様式に基づく行動をとること

根拠： 国からの都 道府県知事 あて事務連 絡（R2.5.25, R2,7.8）	本学の一般原則	学術活動（研究・調査・学会・講演・講話・自己研鑽・社会貢献活動*等）：「不要不急」扱いとしない *「知の社会への還元」に相当する地域貢献活動：8月1日以降は削除			地域貢献活動（災害地支援、地域行事支援など）	
		石川県内の活動	北陸圏内の活動 （新設）	北陸圏以外への県境を越える活動	石川県内の活動	県境を越える活動
6月1日 ～ 6月18日	○ 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を可能な限り控える（石川県の方針通り）	○ ※ 先方の了解があり、感染予防対策が整っていると判断できる場合は可		○ ※ 県境を越える移動は可。ただし一部首都圏、北海道への移動はなるべく自粛。 ※ 他の府県であっても県境を越えない方法をできるだけ追究。 ※ 先方の感染予防対策が整っている。	△ ※ 原則自粛 ※ その対象、活動方法、必要性等を考慮して判断する（自己判断または求めにより学長補佐会議にて判断）。	△ ※ 原則自粛。 ※ 高い必要性が認められ、かつ日程、対象、行き先、活動方法が感染予防に叶うと判断された場合に可（自己判断または求めにより学長補佐会議にて判断） ※ 感染防御に最大限の注意を払う。
～ 7月9日	○	○ ※ 同上		○ ※ 同上 ※ ただし、一部首都圏、北海道に対する特別の自粛は必要なし。	△ ※ 同上	△ ※ 同上
～ 7月31日	○					
7月18日以 降の当面の 間	○ 首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、関西圏（大阪、兵庫、京都）との間の不要不急の移動は自粛（本学独自）	○ ※ 同上	○ ※ 先方の感染予防対策が整っていると判断できることが条件 ※ いずれかの県に感染拡大傾向がみられた場合は見直すこととする	△ 首都圏、関西圏への移動はなるべく自粛（いった場合は2週間の自宅勤務） その他の道・県への移動は原則○ ※ 県境を越えない方法をできるだけ追究。 ※ 先方の感染予防対策が整っていることが条件。	△ ※ 同上	△ ※ 同上